

1 森林計画制度について

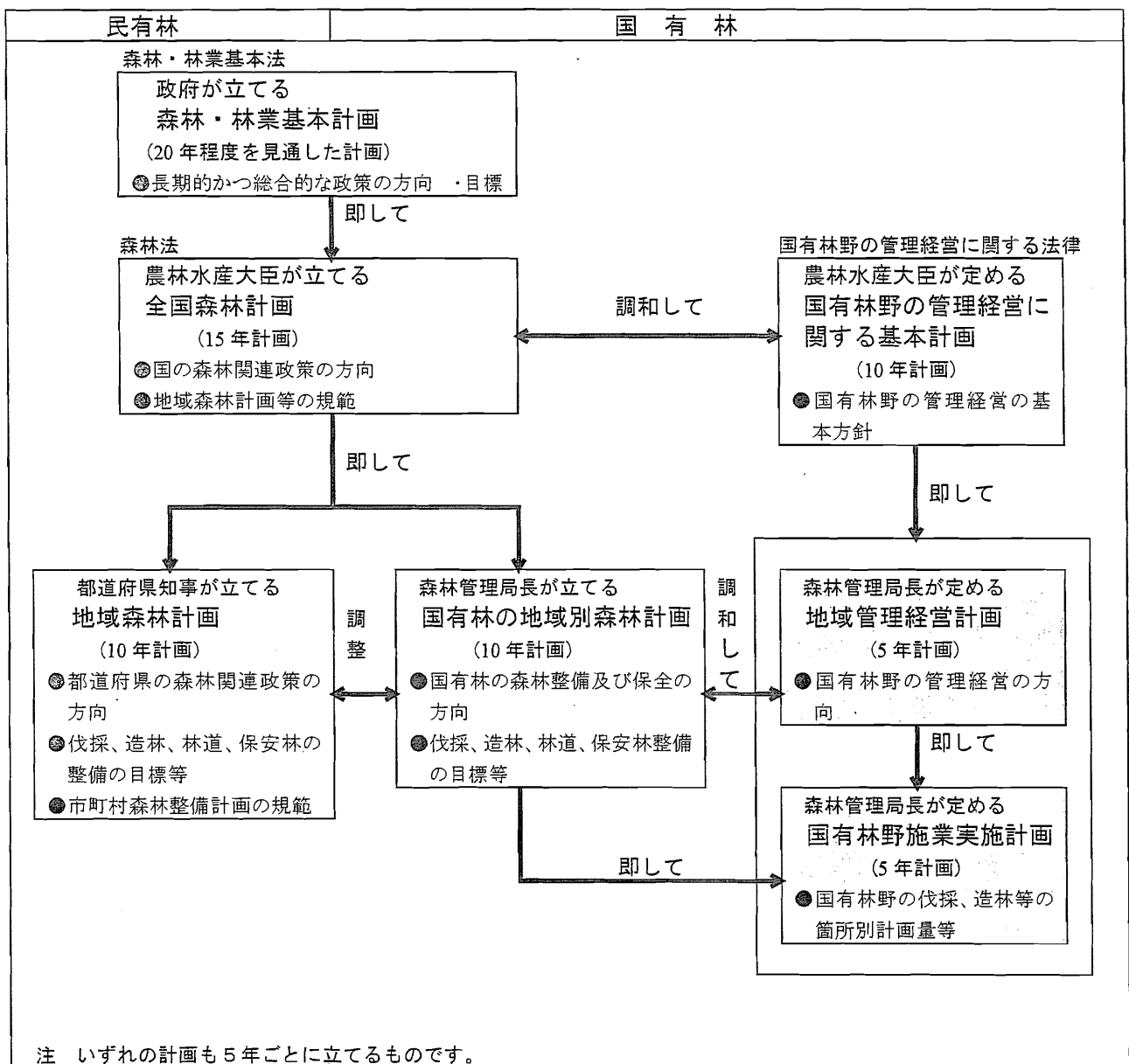
森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給、保健休養の場の提供などの様々な公益的機能を有しており、我々の生活に無くてはならないものです。また、最近では地球温暖化の防止や生物多様性の保全に対する森林の役割も重要視されています。

しかし、森林が成長するためには長期間を要し、無計画な伐採や無秩序な開発により破壊されると、機能の回復は容易ではありません。

このため、計画的・長期的な視点に立ち、森林を適切に取り扱っていくために森林計画制度が設けられています。

森林計画制度は、政府による「森林・林業基本計画」から森林所有者等による「森林施業計画」まで、森林整備・保全を担うそれぞれの段階において計画を立て、実行する体系となっています。

2 国有林の森林計画の体系



森林法第4条第8項に

「農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。」

との記述があり、各機関と協議の上、全国森林計画を樹立しているところ